

令和6年度報酬改定資料（共同生活援助事業所編）

# 令和6年度報酬改定 に関する概要について

1

世田谷区役所  
障害福祉部  
障害施策推進課

# はじめに

## 2

- 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、世田谷区内の共同生活援助事業所に向けて、共同生活援助の報酬改定に係る主な改定事項をまとめた資料です。
- 「令和6年2月6日開催 第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- 本資料は、令和6年2月時点作成のものです。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。
- 資料中に記載のページ数は「資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概」のページ数です。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

↑ ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

↑ ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

### 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
-	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要	-	▶ 資料 NEW 2月6日	-
第45回	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)について 2. その他	-	▶ 資料 NEW 2月6日	▶ 開催案内 NEW 2月2日

- 厚生労働省のホームページです。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームで検索

# 資料 2 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

3

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第 45 回 (R6.2.6)

資料 2

## 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 (案)

令和 6 年 2 月 6 日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

### 【 目 次 】

第 1 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第 2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・8

(2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・8

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・8

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援・・・・・・・・・・36

(2) 共同生活援助・・・・・・・・・・41

(3) 自立生活援助・・・・・・・・・・45

5 訓練系サービス

(1) 自立訓練 (機能訓練)・・・・・・・・・・47

(2) 自立訓練 (生活訓練)・・・・・・・・・・49

# 1. グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実① (P4 1) 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】

## ○改正のポイント

- ・グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

# 1. グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実② (P4 1) 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】

○改正の対象となる各種報酬について

【現 行】

自立生活支援加算 500単位/回

【見直し後】

## ①自立生活支援加算【拡充】【報酬改定による見直し後】

イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位/月

- ・居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。
- ・居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。
- ・居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位/回

- ・現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）



# 1. グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実③ (P42) 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】

## 八 自立生活支援加算 (Ⅲ)

- (1) 利用期間が3年以内の場合 80単位/日
- (2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位/日
- (3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位/日
- (4) 利用期間が5年を超える場合 40単位/日

・以下Ⅰ～Ⅶの要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- Ⅰ 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- Ⅱ 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- Ⅲ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- Ⅳ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。

# 1. グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実④ (P42) 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】

- V 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- VI 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- VII 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

# 1. グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実⑤ (P4 2～4 3) 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】

## ②退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費

### 【新設】 2,000単位/月

[退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費算定要件]

- ・グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定する。

- I 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- II おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。



# 1. グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実⑥ (P43) 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】

## ③ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】100単位/月

[ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算算定要件]

- ・ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業員であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。
  - I 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
  - II 障害者ピアサポート研修修了者を従業員として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
  - III IIの者により、当該事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## 2. 支援の実態に応じた報酬の見直し①（P43）

【介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型】

### ○改正のポイント

- ・ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。
- ・ 日中支援加算（Ⅱ）について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

## 2. 支援の実態に応じた報酬の見直し②（P43～44） 【介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型】

○改正の対象となる各種報酬について

### ①基本報酬区分の見直し【介護サービス包括型の場合】

※具体的な単位数等詳細はP136以降及びP193以降を参照

#### 【現行】

- イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（世話人の配置4：1以上）
- ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（世話人の配置5：1以上）
- ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）（世話人の配置6：1以上）
- ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）（体験利用）

#### 【見直し後】

- イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（世話人の配置6：1以上）
- ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）

人員配置体制加算【新設】※加算の説明は次ページ

- イ 人員配置体制加算（Ⅰ）
- ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

## 2. 支援の実態に応じた報酬の見直し③（P43～44） 【介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型

### ②人員配置体制加算【新設】

[人員配置体制加算算定要件（以下介護サービス包括型を例に記載）]

※具体的な単位数や外部サービス利用型、日中サービス支援型における算定要件等詳細はP193以降を参照

#### イ 人員配置体制加算（Ⅰ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

#### ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

## 2. 支援の実態に応じた報酬の見直し④（P44）

### 【介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型

#### ③日中支援加算（Ⅱ）における加算要件の見直し

##### 【現行】

指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

##### 【見直し後】

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。



### 3. 支援の質の確保（P44～45）

#### 【介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型】

##### ○改正のポイント

- ・ 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。

##### 【地域との連携等【新設】】

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
  - ・ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
  - ・ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
  - ・ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

## 4. 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（P 4 5） 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】

### ○改正のポイント

- ・ 令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて基本報酬を見直す。

### 【個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬の見直し】

※具体的な単位数等詳細はP 1 3 6 以降を参照

#### [現行]

令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。

#### [見直し後]

令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

# 資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

16

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第45回 (R6.2.6)

資料2

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

（令和6年2月6日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム）

### 【目次】

#### 第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

#### 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

##### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・ 8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・ 8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・ 8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・ 10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・ 11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・ 12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・ 12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・ 12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・ 13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・ 13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・ 13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・ 14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・ 14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・ 15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・ 16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・ 17

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項① 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P8）

17

### ①福祉・介護職員等の処遇改善

- ・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善算」に一本化するとともに、今後新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。
- ・新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。
- ・月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→P186<福祉・介護職員等処遇改善加算について>を参照



## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項② 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P10～11）

18

### ②強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

#### ○ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等評価する。

→P192 <重度障害者支援加算の拡充>を参照

#### ○ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。



## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項③ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P11）

19

### ○集中的支援加算【新設】

[集中的支援加算算定要件]

#### イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／回

- ・強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

#### ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

- ・指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、イの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項④ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P11）

20

### ③視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充

#### ○改正のポイント

・視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

#### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し】

##### [現行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

##### [見直し後]

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑤ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P12）

21

### ④意思決定支援の推進

- ・ 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ・ 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

### ⑤本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- ・ 各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑥ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P12）

22

### ⑥障害者虐待防止の推進

- ・ 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ・ 指定基準の解釈通知において、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

#### ○虐待防止措置未実施減算【新設】

[ 虐待防止措置未実施減算要件 ]

- ・ 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
  - ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
  - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
  - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑦ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P13）

23

### ⑦身体拘束等の適正化の推進

#### ○改正のポイント

- ・身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

#### 【身体拘束廃止未実施減算の見直し】

##### [現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

##### [見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

### ⑧個別支援計画の共有

- ・指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。



## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑧ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P14）

24

### ⑨高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

- ・高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等の評価する。

#### ○高次脳機能障害者支援体制加算 【新設】 41 単位/日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の 100 分の 30 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に 50 : 1 以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑨ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P14）

25

### ⑩人員基準における両立支援への配慮等

- ・ 障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、見直しを行う。
- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑩ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P14～15）

26

### ⑩障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

- ・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内 等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ・管理者について、下記のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
  - ①利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
  - ②事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。  
また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと。
- ・障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑪ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P15～16）

27

### ⑫業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

#### 【業務継続計画未策定減算【新設】】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数の3%を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑫ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P16～18）

28

### ⑬障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

#### ○改正のポイント①

感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

#### 【運営基準【新設】】

- ・ 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ・ 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。



## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑬ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P16～17）

29

### ○改正のポイント②

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

#### 【障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】】

##### イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月

以下の（1）から（3）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- （1） 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （2） 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （3） 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

##### ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑭ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P17）

30

### ○改正のポイント③

障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

### 【新興感染症等施設療養加算【新設】】240単位 / 日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑮ 【共同生活援助事業者関連部分のみ抜粋】（P17～18）

31

### ⑫情報公表未報告の事業所への対応

#### ○改正のポイント

- ・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する減算を新設する。
- ・また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

#### 【情報公表未報告減算【新設】】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の10%を減算する。

#### 【都道府県等による確認【新設】】

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。